

# 平川市経営改善支援事業補助金 Q&A

## ～ 目 次 ～

No	質問項目	ページ
1	現状の経営に大きな課題を抱えるとは、具体的にどのような状態をいうのか。	1
2	対象となる取組事業は具体的にどのようなものか。	1
3	経費は、具体的にどのようなものが補助対象となるのか。	1
4	既に完了した取組事業であっても申請可能か。	2
5	どのような事業者が対象となるか。	2
6	市外に住んでいる個人事業主が市内で営業している場合は対象となるか。	2
7	市内に住んでいる個人事業主が市外で営業している場合は対象となるか。	2
8	多店舗展開しているが、店舗ごとの申請は可能か。	3
9	普段使用している設備が古くなったので、新しいものに入れ替えたいが対象になるか。	3
10	新商品を作りたいが、原材料の購入費は対象になるか。	3
11	普通車両の購入は対象になるか。	3
12	新たにホームページを立ち上げたが、通信料や保守料は対象になるか。	3
13	ホームページの更新をしたいが、対象になるか。	3
14	新たな販路開拓のため、商品のパッケージデザインを改良したいが対象になるか。	3
15	チラシやパンフレットを折り込みたいが対象になるか。	4
16	申請はいつまでにすればよいか。また、注意点はあるか。	4
17	課税されていないため、納税証明書がありません。	4
18	取組事業の実施について、期限はあるか。	4
19	取組事業が完了したものの、実際にかかった経費が当初の申請額より大幅に増えてしまったが、増えた分の経費を補助してもらえるのか。	4
20	実績報告書を提出する際の注意点はあるか。	4
21	対象期間は「令和6年3月31日まで」とされているが、事業実施完了月以降も継続して実施する場合、完了日はいつに設定すればよいか。	5
22	事業実施状況の確認について、実績報告書の提出の他に何か手続きが必要か。	5
23	補助金はいつ貰えるのか。	5
24	銀行振込、ネットバンキングにて支払いを行ったため、領収書がありません。	5

## Q1 現状の経営に大きな課題を抱えるとは、具体的にどのような状態をいうのか

主に次のような状態を想定しております。その他の課題を抱えている場合は、窓口等にてご相談ください。

- 1 新型コロナウイルス感染症や、物価高騰により、経営状況がひっ迫している。
- 2 消費者ニーズの変化への対応が遅れ、近年赤字が続いている。
- 3 既存事業の売上が伸び悩んでおり、売上向上を図りたいが、課題がわからず苦慮している。など

## Q2 対象となる取組事業は具体的にどのようなものか。

次のいずれかに該当するものとなります。

ただし、平川市または公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター・青森県よろず支援拠点が開催する経営相談会を通して、支援機関からアドバイスのあった取組みが対象となります。また、経営相談を受けたとしても、その目的が単に本補助事業の活用が主であると認められる場合は、対象となりません。

補助対象事業の区分	例
①経営改善により、売上げ回復が見込まれる事業	業務見直しのための外部専門家・アドバイザーに対する謝金
②新商品・新サービスの開発、既存商品・サービス等の改良により、経営改善が見込まれる事業※	外部専門家・アドバイザーの指導に基づいた、改善業務 (例) ・PR 業務 (HP 制作、チラシ、パンフレット製作の委託費等) ・新商品・新サービスまたは商品改良等のために必要と認められるもの (備品購入等)

※②単純な業務の効率化、人件費の削減などは認められません。

(例：自動精算機などの機械導入に伴う人件費の削減)

その他、取組事業の内容によっては補助対象とならない場合がありますので、申請前に必ずご相談ください。

## Q3 経費は、具体的にどのようなものが補助対象となるのか。

次に記載の経費に該当するものが対象です。

ただし、自社以外に対して物品や役務などの発注・納品及び支払いを行ったことが確認でき、その明細が分かるものに限ります。

経費区分	例
①広告宣伝費	宣伝広告に要する経費
②印刷製本費	チラシ、パンフレット、カタログ等の制作に要する経費
③報 償 費	外部専門家、アドバイザーに対する謝金
④委 託 費	市場動向等調査費、デザイン、WE Bページ制作等外部に委託する経費

⑤備品購入費・リース料	取組事業を行うために必要な設備、機械器具、什器備品等に要する経費 等 (補助対象経費の50%以内とする。)
⑥工事請負費	取組事業を行うために必要な店舗・施設の改裝・改修工事(建物及び建物附帯設備の修繕は除く)に要する経費 等
⑦そ の 他	上記以外で市長が特に必要と認める経費

※ただし、次の経費は対象外です。

- ・通常発生する経費（光熱水費、使用料、保守料等）への補填であるもの
- ・消耗品の購入費
- ・設備や広告媒体（チラシ・ホームページ等）等の単なる更新に係る経費
- ・汎用品（パソコン、スマートフォン等）の購入費
- ・消費税
- ・自社内部の取引によるもの
- ・補助対象事業に直接的に寄与すると認められないもの
- ・本補助金の趣旨に反するもの、又は、社会通念上不適切と認められる経費

#### Q4 既に完了した取組事業であっても申請可能か。

この事業は、市または21あおもり産業総合支援センター（青森県よろず支援拠点）が実施する経営相談会を経て経営改善をする事業者に対して実施するものです。既に着手または完了している場合は申請できません。補助金の交付決定後に着手してください。

#### Q5 どのような事業者が対象となるか。

市内に本社又は事業所を有する事業者であり、現に事業を営んでおり、かつ、今後3年以上事業を営む予定である中小企業者が対象となります。

##### 補助対象となり得る者

- ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）
- ・個人事業主（農林漁業、金融・保険業を除く。）
- ・農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る。）

※社会福祉法人、一般社団法人、宗教法人等は補助対象となりません。

なお、以前に市の補助金交付を受けた取組事業については、原則対象となりません。

#### Q6 市外に住んでいる個人事業主が市内で営業している場合は対象となるか。

対象となります。

#### Q7 市内に住んでいる個人事業主が市外で営業している場合は対象となるか。

対象となりません。あくまで、市内の店舗等で実施する取組事業が対象となります。

**Q8 多店舗展開しているが、店舗ごとの申請は可能か。**

店舗ごとの申請できません。店舗ごとではなく、1事業者としての申請となります

**Q9 使用している設備が古くなったので、新しいものへ更新したいが対象になるか。**

設備の単純更新は対象となりません。ただし、設備投資により作業効率が上がり、商品の生産量や業務の受注が拡大することで、売上回復に結びつき、経営改善が見込まれる等の判断がされた場合は対象となります。（投資する設備は新品及び中古品でもかまいません。）なお、対象となるのは、補助対象経費の50%以内となります。

**Q10 新商品を作りたいが、原材料の購入費は対象になるか。**

原材料費は、対象となりません。

**Q11 普通車両の購入は対象になるか。**

汎用性があるため、対象となりません。ただし、キッチンカーのような移動販売のみを目的とした場合は対象となる場合があります。

通常の営業車両等の用途として購入する場合は対象となります。

**Q12 新たにホームページを立ち上げたが、通信料や保守料は対象になるか。**

ランニングコストは、対象となりません。ただし、ホームページの開設にかかった初期費用（制作委託料等）については対象となります。

**Q13 ホームページの更新をしたいが、対象になるか。**

ホームページの更新のみの取組みは対象となりません。ただし、現状の大きな経営課題を解決するために必要な取組みと一緒にを行う場合は、例外的に対象となる場合があります。

（例外と判断され得る取組みの例）

- 1 イメージ戦略による他の事業者との差別化を目的としたホームページの更新
- 2 新規事業のPRを目的としたホームページの更新

**Q14 販路開拓のため、商品のパッケージデザインを改良したいが対象になるか。**

デザイン等に係る委託料は対象となります。ただし、販路開拓等に伴う売上回復を目的としていないような改良は対象なりません。

## Q15 チラシやパンフレットを折り込みたいが対象になるか。

新たに宣伝広告を行うことで、経営改善に繋がると認められた場合は、チラシ等を折り込む事業も対象となります。ただし、通常業務で行っているチラシ等の折り込みについては対象となりません。

## Q16 申請はいつまでにすればよいか。また、注意点はあるか。

申請書の提出期限は、令和6年2月29日です（郵送の場合は当日消印有効）。

次の点に注意してください。

- ①事業経費に消費税を含めないこと。
- ②インターネット販売サイト等に記載された金額を用いて事業経費を見積もある場合は、消費税が含まれているかどうかを確認し、サイト等の記事の写しに明記すること。
- ③改修工事を行う場合は工事前の写真を、設備投資をする場合は、カタログ等の写真を添付すること。

## Q17 課税されていないため、納税証明書がありません。※市外に住所がある事業者

納税証明書の代わりに、お住いの市町村役場の税務又は収納担当窓口で、滞納がないことを証明する書類を取得し、提出してください。

## Q18 取組事業の実施について、期限はあるか。

令和6年3月31日までに、補助対象事業に係る取組事業の納品（工事の場合は完了）及び支払いを完了してください。上記の期限内に納品及び支払いが完了しない経費については、補助対象外になります。

## Q19 取組事業が完了したものの、実際にかかった経費が当初の申請額より大幅に増えてしまった場合、増えた分の経費も補助してもらえるのか。

当初の申請額から増額となり交付決定額を上回る場合、または事業内容の変更をする場合は、その理由を明確にしたうえで、実績報告書の提出前に「事業内容変更承認申請書（第8号様式）」を提出してください。

理由によっては認められない場合がありますので、見積書の取得等（通信販売サイト等の金額を用いる場合も含む）は計画的に行ってください。

## Q20 実績報告書を提出する際の注意点はあるか。

次の点にご注意ください。

- ①事業経費に消費税を含めないこと。
- ②請求書及び領収書に記載された氏名や内容に記載漏れや誤りがないこと。

③改修工事、設備投資の場合は、完了や設置状況等が確認できる写真、備品等の型番や品番がわかる保証書の写しを提出すること。

**Q21** 対象期間は「令和6年3月31日まで」とされているが、事業実施完了月以降も継続して実施する取組事業の場合、完了日はいつに設定すればよいか。

令和6年3月31日までに納品及び支払いが完了する事業が対象となります。

例えば、インターネット販売を開始するためにホームページを新たに制作する場合、完了日については、支払いが完了する日付を記載してください。

また、代金を前払いした事業（例：新聞等に広告を複数回掲載する事業で、最終の掲載が完了する前に代金の先払いをした場合）においては、掲載が完了した日付が完了日となります。

**Q22** 事業実施状況の確認について、実績報告書の提出の他に何か手続きが必要か。

取組事業の内容によっては、実績報告書の提出後に、事業を実施した現場を確認や追加資料の提出を求める場合があります。

**Q23** 補助金はいつ貰えるのか。

補助金の支払いは、事業完了後の精算払いとなります。

事業の完了日から30日以内または令和6年4月30日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。

(交付までの流れ)

実績報告書を受理 ⇒ 内容を審査 ⇒ 交付確定通知書を送付 ⇒ 補助金請求書を提出 ⇒ 補助金交付

**Q24** 銀行振込、ネットバンキングにて支払いを行ったため、領収書がありません。

領収書がない場合、請求書と合わせて、銀行振込の場合は「振込金受取書等」の写し、ネットバンキングの場合は「取引結果を確認できるページ」の写しを提出してください。

【支払いに係る証拠書類の注意点】

- 請求書及び領収書を発行について、事前に相手方に確認してください。
- 請求元及び請求先、支払元及び支払先、事業内容が明記されているものを提出してください。また、領収書の宛名が申請者の氏名と合致しない場合には補助対象となりません。
- クレジットカードによる支払いは原則として行わないでください。
- 請求書又は領収書の明細が「一式 ○○円」等となっている場合、経費の内訳がわかる明細書を添付してください。